

第16日

平成30年12月20日（木）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第111号議案ほか1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました第111号議案ほか1件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第111号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

人事院勧告を受け国家公務員の給与改定方針に準じて職員の給与を改定しようとするものです。

今回の改正は、人事院勧告に準じて給料表の改定と一般職員及び再任用職員の勤勉手当の0.05月分引き上げが主な内容となっています。

執行部によりますと、今回の給与改定について全力で災害の復旧・復興に取り組むためには、職員に対して他市並みの処遇を行い士気を下げないことが必要であると考えているとのことでした。

委員会では、現在の市の状況を鑑み、勤勉手当の引き上げを据え置くという考え方もあるのではないかと意見が出ました。

執行部によりますと、人事院勧告は公務員が制約を受ける労働基本権の代償措置であり、勤勉手当を含めての人事院勧告であることから、人事院勧告が出れば基本的に給料、賞与を区別なく準拠することが重要な責務であると考えているとのことでした。

対して、通常であれば人事院勧告に準拠しなければならないことは理解するが、現在は特別な状況にあり、財政状況を見ても人事院勧告に準拠することを当然としてよいのかをただしたところ、一日も早い復旧・復興のためには、職員が士気を保ち頑張っていることが一番大切なことであり、そのためにも士気を下げてはいけないと考えているとのことでした。

また、被災者のために一刻も早く復旧・復興することも職員のモチベーションとなって

おり、限りある財源の中で職員をふやすことなどの労働環境の改善のほうが大切ではないかとの意見に対して、執行部は、職員が業務に邁進するために他市並みの処遇を行いながら職員数が足りていないことについては、他団体からの中長期派遣職員や任期つき採用職員により職員数確保を努めているとのことでした。

討論では、反対意見としては、被災者のために十分な休みもとらず一生懸命頑張っている職員のモチベーションは給与のベースアップではなく、災害復旧担当職員の膨大な業務量の解消のため、職員数をふやすことに限られた財源を使うべきとの意見がありました。

賛成意見としては、公務員には団体交渉権が一部しか認められておらず、代償として人事院勧告があり、執行部は重く受けとめなければならないとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第118号議案指定管理者の指定について（甘木B&G海洋センター）です。

甘木B&G海洋センターの指定管理者を有限会社ヴァスカに指定しようとするもので、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。

現在、甘木B&G海洋センターは指定管理者制度を導入し、有限会社ヴァスカが施設の管理運営を行っていますが、指定の期間が平成31年3月31日に終了します。

有限会社ヴァスカは、平成18年度から平成20年度の第1期、平成21年度から平成25年度の第2期、平成26年度から平成30年度の第3期まで、指定管理者として指定を受けています。

執行部によりますと、今回指定管理者の公募を行い、現在の指定管理者である有限会社ヴァスカ1社からの応募があり、指定管理者候補者選定委員会において審査が行われ選定されたとのことでした。

委員会では、甘木B&G海洋センターの利用状況についてただしたところ、利用者は平成27年度7万1,396人、平成28年度7万1,870人、平成29年度7万2,050人と年々増加しているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。14番村上百合子議員。

○14番（村上百合子君） 第111号議案の朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員長報告では賛成多数で可決されたということがあります。

平成29年の豪雨災害に続き平成30年も災害を受けた朝倉市におきまして、この人事院勧告、全国的に職員に対しても、この条例どおりの改正がされているところではありますが、

特別な地域としての考え方をどういうふうに審査をされたのか、再度伺います。

○議長（中島秀樹君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（半田雄三君） 一応委員会では、被災地域、昨年の被災地域並びに本年度の被災地域がどうされているかというところも調べました。

把握できましたところ、被災地域では全地域、全市町村、人事院勧告を受け入れられておりまして、そうではない地域で県内で1カ所だけ見送られたところがあるというふうなことを把握しております。市町村が1つです。

○議長（中島秀樹君） 14番村上百合子議員。

○14番（村上百合子君） 先ほどの委員長報告には、職員の士気が下がるとかそういうことも理由にありましたけれども、私は朝倉市の職員が多忙な業務をこなしていると思いますが、それでこの条例の制定をしなくても、その士気が下がるとは思えないのですが、そういうところはどこ捉えて審議されたのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（半田雄三君） その意見も委員会でも出ました。執行部側からも、ぜひ下がる、下がらないにかかわらず、そうあってほしいという答えは出ておりますが、使用者側、いわゆる執行部側からそれに甘えることはできないという結論でございました。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第111号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。13番 富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 13番です。12月16日の西日本新聞のトップ記事を見て、職員の皆さんはどのように動かれましたでしょうか。被災されていない複数の市民から心配されてお話をいただきました。私は次の3点で反対意見として意見を申します。

1点目です。被災者の気持ちがわかっていないと誤解されるのではないかということです。被災者は、仮設、みなし仮設を初め生活支援策がどんどん切れていきます。彼らの支援策は一般質問で初めて、この議会の後に発表していくことがわかってきました。朝倉市が責任を持ってやらなければいけない復旧と被災者支援が逆である。まず先に、復旧と被災者支援をするべきです。自分たちが先では全く逆ではないかと私は考える次第です。

2点目です。復旧に当たっている職員のモチベーションは、委員長報告でもありましたけれども、給与のベースアップでは決してございませんということです。彼ら、彼女らが十分な休みもとらず頑張っているエネルギー源は、一日でも早い被災された市民の皆様へ安全・安心な生活を送ってもらいたいということです。この案件はその心を間違えて市民

へ届けてしまう可能性が大であると考えからです。

3点目、朝倉市はPDCA、プラン・ドゥ・チェック・アクションをやっていないのではないかと疑われます。昨年12月議会でも人事院勧告の議案がありました。議会で反対されたことはわかっていますが、その反対の理由はわかっていない職員にもぜひ届けていただきたいと思います。

財源が厳しいという物差しは、市民に対して復旧だけではなくて、一般政策についても延期としてお願いしています。私はまず、おのれから、自分から財源が厳しいという物差しでやっていくべきであると考えます。

そして昨年も同じですが、復旧はまだまだ長い日々が必要です。限られた財源ならば、職員をふやして復旧に当たっている職員の仕事を軽減すべきだと考えます。

以上3点をもって反対意見といたします。

○議長（中島秀樹君） ほかに御意見ありませんか。4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 賛成の立場で討論させていただきます。

今回の議案は、昨年に引き続きまして職員の給与の引き上げになります。朝倉市の置かれている厳しい財政運営を考えますと、市民から批難を浴びるかもしれません。また、災害の復旧・復興に全力で取り組んでいる職員でございますが、給与の引き上げを据え置かれたとしても確かに士気が下がることはないと思われまます。

しかし、公務員には制約を受ける労働基本権の代償措置として人事院勧告がございます。今回の引き上げはそれに準拠するものであります。例え、この後、いろいろな社会情勢見まして人事院勧告によりまして下がるようなことがあっても、それは職員としては甘んじて受けることだろうと思っております。

以上をもちまして、第111号議案に賛成するものです。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中島秀樹君） 起立多数であります。どうぞ御着席ください。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第118号議案指定管理者の指定について（甘木B&G海洋センター）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第118号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第114号議案ほか1件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 小島清人君登壇)

○環境民生常任委員長(小島清人君) ただいま議題となりました第114号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第114号議案財産の処分についてです。

本件は、平成10年度に市が建設した立石保育所を平成21年4月1日に社会福祉法人うら梅の郷福祉会に経営を移管し、運営されている立石保育園の建物を無償譲渡するに当たり、議会に議決を求められているものです。

経営を移管するに当たり、平成20年12月22日に締結された使用貸借契約書において、市は立石保育所の建物、備品、消耗品及び固定電話施設設置負担金をうら梅の郷福祉会に平成31年4月1日に無償譲渡の予定とすると定めており、これに基づき無償譲渡するものです。

委員会では、この無償譲渡は建物のみが対象であり、土地についてはこれまでと変わりなく無償での貸与であることを確認しました。

本委員会といたしましては、経営移管の際の経営契約に基づくものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第117号議案指定管理者の指定について(学童保育所)です。

本件は、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき、甘木学童保育所等の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に議決を求められているものです。

まず、杷木学童保育所以外の11の学童保育所の指定管理者は保護者会で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

選定経過としましては、募集要項に定める選定基準に基づき応募団体から提出された事業計画書、収支計画書及び関係資料による書類審査のほか応募団体による説明や質疑応答により、施設管理課である子ども未来課において事前審査を行ったとのことでした。

その後、朝倉市指定管理者候補者選定委員会に諮りまして、子ども未来課が作成した指定管理者候補者選定案が妥当かどうか審議するとともに、その候補団体が当該施設の指定管理者としてふさわしいかを応募団体から提出された計画書や関係資料を選定基準に照らし審査した結果、指定管理者としての確と判断し、応募団体を選定したとのことでした。

次に、杷木学童保育所の指定管理者は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社で、指定の期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。

選定経過としましては、指定管理者の募集の前に学童保育所を運営する全ての保護者会に対し意向確認を行ったところ、杷木学童保育所については保護者会で指定管理や業務委託を受けることが困難であるため他の団体をお願いしたいとの回答であったため、指定管理者の公募に至ったものです。

その後、朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、応募のあった3団体から提案された事業計画書、収支計画書及び関係資料による書類審査のほか、応募団体による説明や質疑応答をそれぞれ行い、審査表に掲げる各審査項目について各選定委員が5段階評価により採点した結果、審査点の総合計が満点の100分の60以上で、かつ最も合計点の高いものを選定したとのことです。

当委員会の審査に当たりましては、杷木学童保育所において朝倉市としては初めて民間事業者を学童保育所の指定管理者に指定するという点について集中的に審議を行いました。審議においては、大きく4つの論点がありました。

まず、1点目に、指定管理者となる民間事業者が営利を追求し、児童の健全な育成という学童保育所設置の本来の目的を果たせない事態となるのではないかという点です。この点につきまして執行部からは、子どものためのよりよい保育を提供する事業者を選定するという目的のもとに指定管理者候補者を選定しており、決して営利の追求をよしとしているわけではないこと。また、子ども未来課による中間精査や保護者へのアンケート調査を通して運営状況の点検を行っていくという説明がありました。

2点目に、近隣自治体と比較して短い期間で候補者の選定に至った点です。執行部からは、学童保育所設置の目的である児童の健全な育成のための保育体制に空白を生じさせないために必要な判断であったとの説明がありました。

3点目に、今回の指定に影響を受け、市内の他の学童保育所も民間への指定管理に移行していくのではないかという点です。この点につきまして執行部からは、杷木学童保育所以外の学童保育所に対し、公募による指定管理者の選定を積極的に行っていく考えは持っていないとの説明がありました。

4点目に、運営上生じる支出金の余剰または収益を目的以外の事業に使用してはならないことを仕様書に明記すべきではないかという点です。この点については、委員会として附帯決議を提出すべきか否かについてをあわせて議論を行いました。執行部の説明としましては、管理業務が適切に執行される以上、指定管理者の支出金に余剰が生じるとしても、それは企業努力の結果と考えられるものであり、努力の結果、生み出した収益の使用目的を制限することは指定管理者の自主的な経営努力への意欲をそぐことにもつながりかねないとのことでした。

また、市の指定管理者制度運用指針において、株式会社など民間の事業者の公募への参

加を制限していないことから、学童保育所の指定管理者のみを対象とした支出余剰金の使用目的の制限について議論することができないため、附帯決議を提出しないとの結論に達しました。これを受けて支出余剰金の使用目的を制限することはできないとしながらも、可能な限り子どものために使用されることを望むとの意見が出されました。

本委員会といたしましては、初の試みという点を鑑み通常3年から5年としている指定期間を2年とした配慮を評価するとともに、今回の指定管理者の指定後も保護者会と指定管理者とが意見交換の場を持つことで適切な保育が行われているか注視していくこととあわせ、市としても所管課である子ども未来課が中間監査や保護者アンケートなどを通し、協定が遵守されているかを初めとした必要な監査を行っていくことを確認しました。

さらに今回の審議で議論の中心となった杷木学童保育所に限らず、市の学童保育所全体が抱える課題として支援員の研修の充実及び適切な人員配置並びに他の学童保育所及び地域との連携によって保育の質を高めていく必要があることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第114号議案財産の処分についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第117号議案指定管理者の指定について（学童保育所）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第117号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第110号議案ほか6件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇）

○建設経済常任委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第110号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第110号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてです。資本的支出のうち、建設改良費として1,426万5,000円増額補正するものです。

平成29年7月、九州北部豪雨災害後、杷木浄水場の井戸水位が低下しており、今後赤谷川の河川のつけかえを行う改修工事による影響も考えられることから、断水や給水制限を回避するため、早期に新設井戸を設置し取水量確保を行う必要があるため、冬場の水量が低下する時期に試掘ボーリング、揚水試験など調査測量設計を行うものです。

執行部によりますと、20センチの型で8メートルから10メートル試掘を行い、8時間から10時間の水量を確認し、十分な水量があれば本掘削の手続を行う予定とのことでした。

本委員会といたしましては、水量低下により市民生活に影響が出ないよう早急な対応が必要と判断されることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第112号議案の前に、関連がありますので、第113号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを報告します。

業務の効率化や窓口サービスの向上を図るため、平成31年4月1日より水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の事務を処理する組織を統合することに伴い、朝倉市水道事業の設置等に関する条例及び朝倉市下水道事業の設置等に関する条例を廃止し、新たにこの条例を制定しようとするものです。

執行部によりますと、一般的な受付窓口業務については民間に委託しますが、予算決算徴収等は職員がかかわり、全ての窓口業務を民間委託するわけではないとのことでした。

本委員会としましては、サービスの向上を期待し、コストの削減にも寄与することから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第112号議案朝倉市水道給水条例及び朝倉市工業用水道使用料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは平成31年度より水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の事務を行う組織を統合することに伴い、規定の整備を行うものです。

本委員会としましては、組織の変更に伴う条例改正であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第115号議案市道路線の廃止についてです。



今回廃止する路線は、蓮輪線、延長27.7メートル、幅員1.4メートルから2.4メートルの1路線です。これは平成12年度から平成17年度に行った圃場整備により既に現状は市道ではなくなっていました。換地処分の際、廃止の手続が行われていなかったため、今回廃止の手続を行うものです。

本委員会では執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第116号議案市道路線の認定についてです。

土取7号線、延長56メートル、幅員6メートル、日焼9号線、延長54.9メートル、幅員6メートルの2路線について、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により、道路用地として寄附を受けたことに伴い認定するものです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員、アスファルトの厚み等が認定基準に合致することを確認いたしました。ただし、マンホール等にくぼみ等が確認されたため、かさ上げ等補修工事を開発業者に指導することなどを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第119号議案工事請負契約の変更について（平野部6工区）と第120号議案工事請負契約の変更について（ため池第4工区）は、関連がありますので一括して報告させていただきます。

平成29年災の農地災害復旧工事（平野部6工区）、農業用施設災害復旧工事（ため池第4工区）について、工事設計の一部変更により、それぞれの請負契約額を1億5,000万円を超える金額に変更するものです。

執行部によりますと、工事の概要について、平野部6工区は朝倉市古毛、多々連、田中地内の農地36万1,737平米に流入した約3万6,000立米の排土工事、ため池第4工区は杷木志波の梅ヶ谷ため池に流入した2万1,800立米の堆積土しゅんせつ工事とのことです。

主な変更となった理由としては、災害査定時において土砂の処分場が未定であり、土砂の処分場までの運搬距離を簡易査定時に最低距離の2キロメートルでしか積算できず、発注時においても処理場が未定であったため、運搬距離を2キロメートルで契約していたものが、その後、処分場が確保され、運搬距離を変更したためとのことでした。

平野部6工区の排土については、杷木志波の区画整理区域内に約1万300立米、黒川の区画整理区域内に約2万4,400立米運搬することとなり、1立米当たり2キロメートル約870円だった運搬単価が5キロメートル約1,400円、14キロメートル約3,000円となったため、契約金額が5,940万円から1億7,173万5,120円になるとのことでした。

ため池第4工区の堆積土については、遠距離の筑後・小郡インターチェンジ付近に土砂受け入れの応募があり約1万3,500立米、立野の埋め立て場に約2,500立米、日向石の桑園団地に約4,900立米運搬することとなり、運搬単価が10キロメートル約2,100円、17キロメートル約3,700円、25キロメートル約5,000円となったため、契約金額が約7,095万6,000

円から1億7,364万4,560円になるとのことでした。

また、他の全ての工区でも運搬単価の増により、契約金額は増額変更の対象となるとのことでした。

委員会でこの補助率と市の負担額を確認したところ、平野部6工区は補助率が98.2%で市の負担額は当初74万8,440円から216万3,860円に、ため池第4工区については補助率が99.9%で、市の負担額は5万6,760円から13万8,916円に変更になるとのことでした。

契約金額の増加により受益者の負担金額も増額しているが、同意書をいただいておりますと報告されているとのことでした。

本委員会としましては、国庫補助事業での災害復旧事業を行うために、残土処分場が決定する前の12月までに簡易査定を受ける必要があったこと、また変更額も合わせた工事費全額が国の激甚災害の補助率の対象となるよう国との協議も行われ承認されていることから、2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第110号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案朝倉市水道給水条例及び朝倉市工業用水道使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第115号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第115号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第116号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第116号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第119号議案工事請負契約の変更について（平野部6工区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第119号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第120号議案工事請負契約の変更について(ため池第4工区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第120号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第109号議案の審議を行います。

それでは、第109号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算(第3号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

---

午前10時45分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これを上程し、発議案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 堀尾俊浩君登壇)

○議会運営委員長(堀尾俊浩君) ただいま議題となりました発議案第3号につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

発議案第3号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を制定することに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

以上、提案理由を御説明いたしましたが、皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(議会運営委員長 堀尾俊浩君降壇)

○議長(中島秀樹君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時47分休憩

---

午前10時47分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、発議案第3号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。発議案第3号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議にて議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第3号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成30年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分閉会